

第 1 回武庫川河川整備地域懇談会 議事録

日時 平成 23 年 8 月 25 日（木） 15:00～17:00

場所 尼崎市大庄公民館 3 階ホール

1.開会

(事務局) 定刻よりも少し早いのですが、皆さまおそろいですので、ただ今より第1回武庫川河川整備地域懇談会を開催いたします。本日司会を務めさせていただきます、私は西宮土木事務所の武庫川対策室長の樋口でございます。あらためましてよろしくお願い申し上げます。

まず、資料の確認だけさせていただきたいと思います。お手元に置いてあるかと思いますが、まずは懇談会の次第、配席図、それから委員の名簿を資料1としております。資料2としております、懇談会の設置要綱(案)、資料3としております、懇談会の運営要領(案)、資料4としております、懇談会の公開要領(案)、資料5としております、内容と今後のスケジュールと書かれましたもの、資料6でこのカラーのパンフレット、資料7が7-1、7-2、7-3、7-4、7-5までホッチキス留めの資料が5セットあります。それと最後に専門用語の説明ということで資料8としております。抜け落ちはございませんでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、阪神南県民局西宮土木事務所長の杠よりごあいさつを申し上げます。

2.開会あいさつ

(事務局) 皆さん、こんにちは。西宮土木事務所長の杠でございます。このたびは武庫川河川整備地域懇談会の開催に当たりまして、大石先生、浅見先生をはじめ地域住民の皆さま方に委員就任をお願いしたところ快くお受けいただきまして、本当にありがとうございます。また、本日はお忙しい中、暑い中、現地も見えていただきまして、重ねてご出席につきまして御礼を申し上げたいと思います。

さて、ご承知のように、武庫川の河川整備につきましては、6年半に及ぶ武庫川流域委員会の審議を踏まえまして、新たな武庫川の河川整備計画を策定し、昨年12月に国土交通大臣に同意申請を行っているところでございます。東日本大震災の関係でちょっと遅れているところではありますが、近々同意されると伺っているところでございます。

この河川整備計画ですが、従来の河川対策に加えまして、武庫川への出水を遅らせる雨水の貯留施設整備等によりますいわゆる流域対策、それから、想定を上回るような洪水が出た場合に、的確な避難によって早く逃げていただくといえますか、そういった形の被害

を減らすような減災対策、こういった3本柱を一つの総合治水対策として進めることとしております。その中で武庫川の最下流部に当たります阪神電車付近ですが、今日も現地でご覧いただきましたように、長年にわたりまして河川敷公園として皆さま方に本当に親しんでいただいているところですが、高水敷を大幅に切り取らなければならないような状況でございます。従いまして、現在と同じような使い方をしてもらうことは難しくなっております。

そこで、河川敷の利用実態を踏まえつつ、残された空間の中でこういった利用を行っていくのか、また、場合によっては新たな利用の仕方があるのかといったようなことも考えられるのかということで、各方面からの今後の河川敷の在り方といいますか、使い方といいますか、そういったご意見をちょうだいしたいという趣旨からこの懇談会を開催したところでございます。

今回を含めまして年度内に3回程度の懇談会を開きまして、皆さま方のご意見を参考に、われわれの方で工事の実施計画のたたき台を作成し、各方面の調整を行ってまいりたいと思っております。皆さま方におかれましては忌憚のないご意見をいただきまして、この懇談会が有意義なものになりますようお願い申し上げます、私のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

3. 委員及び出席者紹介

(事務局) それでは、本日は第1回ということで、委員長選任までの間、事務局で司会、進行をさせていただきます。

先ほども紹介させていただきましたが、あらためて委員の皆さまのご紹介をさせていただきます。資料1の委員名簿、座席表、そのあたりをご覧ください。各委員の先生から簡単に一言ごあいさついただければ幸いです。

まず学識経験者といたしまして、大石先生。

(委員) こんにちは。神戸大学の大石と申します。大学での専門は、水工水理学、河川水文学といったことを大学では教えておりますが、皆さまと一緒に議論させていただいて、より良い武庫川下流域をつくっていくことに協力させていただければと思います。よろしくお願いいたします(拍手)

(事務局) ありがとうございます。

続きまして、浅見委員、よろしくお願いします。

(委員) 里と水辺研究所の浅見と申します。植物生態を専門としておりまして、武庫川に関しましては、6年間にわたる整備計画の策定時に委員をさせていただきまして、その後、武庫川の自然をどうするかという検討会も引き続きやらせていただいております。今回よろしくお願いします(拍手)

(事務局) ありがとうございます。

続きまして、地域の代表の方といたしまして、千坂委員、よろしくお願いします。

(委員) 武庫川を専門に研究されてご助言をいただいている方にここで初めてお会いするということは皮肉なことで、もっと早くからいろいろとお教を願っていたら右往左往しないで済んだ。武庫川の自然を守る会の千坂です。35年やっております。産湯こそ使っていませんが、藤原さんと同じで、流域に住んで、武庫川の生態系、いろいろな歴史、そういうものをずっとやってきました。私自身も、私のグループが武庫川の自然を守る会、武庫川研究会というものを尼崎議会を通して、その後、県議会や国の人たちの協力も得て、それはそれでやっておりますので、今回こういうところにお招きいただいてちょっと複雑な気持ちを持っているのです。

それはそれとして、朝からおやかましいことを言いましたが、私は5年来のがんをやっております、手術したら治り、タフですから、やっときれいになって、今、淡路の山のてっぺんのバンガローに一人で住んでいます。今日は顔見せでございますので、ぜひ伺って、先ほど来からうるさいことを言っておりますが、86歳でございます、一生懸命武庫川のことをやった人間の遺言だと思って聞いてくださいね。どうぞよろしく(拍手)

(事務局) ありがとうございます。

続きまして、三宅委員、よろしくお願いします。

(委員) 西宮自然保護協会の三宅です。私の方の会は、どちらかというと西宮でも中央

区というのか、甲山と夙川というところがどちらかというメインな活動の場になっていまして、武庫川はやや普段ちょっと遠い存在なのですが、会員は市内にかなり散らばっていらして、武庫川沿いの方もおられます。今回いろいろな勉強を兼ねて参加させていただこうと思っておりました。よろしくお願いします（拍手）。

（事務局） ありがとうございます。

福井委員につきましては、所用によりまして30分ほど中座されておりますので、続きまして、坂東委員からよろしくお願いします。

（委員） 西宮市のスポーツ振興審議会から出ております坂東でございます。私は治水のことはよく分からないのですが、武庫川を使わせてもらっている立場で、先ほど見せてもらって、えらく狭くなるのだなということが第一印象でございます。またいろいろな皆さんの意見を聞きながら、お役に立てることがあればお役に立ちたいと思っております。どうぞよろしくお願いします（拍手）。

（事務局） ありがとうございます。

続きまして、藤原委員からよろしくお願いします。

（委員） 大庄社協からここへ出させてもらっています藤原と申します。よろしくお願いします。私はこの地域で、生まれはちょっと違うのですが、1年ほどは実家にいたのですが、それ以後はずっとここに住んでいまして、大変地域に愛着を持っています。もう一つは、この場ですから、県に対して、ここ5~6年は大変いろいろと尼崎も力を入れていただきまして、そのことに感謝を常々思っております。今回も武庫川の治水について大変大きな課題だと思っておりますが、そのことの論議ができるというのは、それなりに地域住民としては大変関心事なので、皆さまのご指導を賜りながら共に勉強してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします（拍手）。

（事務局） ありがとうございます。

最後に、室屋委員からお願いします。

(委員) 私は武庫川域、西宮市の一番下の方、武庫川団地のすぐ上にある地域で育ち、武庫川の水で本当に泳ぎしてきた一人です。私どもの地域は、過去ずっと武庫川についてはダムありきという形で、公民館で地域課題で取り上げて学んできました。このたびこのような新しい総合治水という話をお聞きしまして、それもありかなと思いつつ、ここで皆さんの意見を聞きながら、私どもの地域はどうあるべきかということを考えていきたいなと考えております。どうぞよろしくお祈いします。室屋と申します。よろしくお祈いします(拍手)

(事務局) どうもありがとうございます。

続きまして、関係行政機関の出席者、たくさんおりますので、配布資料の資料1の2ページ目に一覧表で付けております。それと配席図もございます。県及び尼崎市、西宮市から出席していただいております。それと事務局といたしましては資料の末尾、資料1の2枚目の下段に書いております。そういう職員で事務局を運営させていただきます。

4. 議事

1) 懇談会設置要綱

(事務局) それでは、早速議事の方に入ってまいりたいと思います。手続き的なことで面白くなくて恐縮ですが、まず懇談会の「設置要綱」というもの、資料2につきまして事務局から説明させていただきます。

(事務局) お手元の資料2をご覧くださいませでしょうか。「武庫川河川整備地域懇談会設置要綱(案)」でございます。

第1条は、「設置」について書いてあります。少し読みますと、武庫川水系河川整備計画に基づく武庫川下流部の護岸構造等の河道整備計画を作成するため、自然環境も含めた河川敷利用のあり方等について、学識経験者や地域の住民等からご意見をいただく懇談会を置きます。

第2条は、「所掌事務」ですが、(1)としましては、下流部築堤区間の河道整備計画等に関する事、(2)としまして、施工中及び施工後の河川敷利用のあり方等に関する事を所掌事務としております。

第3条は、「組織」ですが、3ページ目の別表の8名の方の委員をもって組織しております。

第4条は、「委員長」としまして、懇談会に委員長を置く。2、委員長は、委員の互選により定める。3、委員長は、会務を総理し、懇談会を代表する。4、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

第5条は、「会議」ですが、二つ目に、懇談会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。3、委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができるとあります。

第6条は、「委員の責務等」が書いています。

第7条は、「謝金」のことが書いております。

続きまして、ページをめくっていただきまして、第8条は、「旅費」のことが書いております。

第9条は、「事務局」、私ども武庫川対策室が庶務を行います。

第10条は、「補則」としまして、この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、別に定めるといことです。

また、附則、1項は「施行期日」、2項は「この要綱の失効」ですが、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

それと、三つ目は「招集の特例」ですが、最初にかかれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、阪神南泉民局長が招集するといことです。

以上でございます。

(事務局) 説明は以上でございますが、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。それでは、この要綱はご承認いただけるということでよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

(事務局) ありがとうございます。

それでは、この要綱の(案)を取りまして、附則、「施行期日」のところに平成23年8月25日を入れさせていただきます。

2) 懇談会運営要領

(事務局) 続きまして、議事の 2、懇談会の「運営要領」についてでございます。これはお手元の資料の 3 になります。設置要綱の第 10 条の補則に、この懇談会の運営に対して必要な事項は別に定めるとなっておりますので、これについて事務局の方であらかじめその方法について案をまとめておりますので説明をいたします。

(事務局) では資料 3、「武庫川河川整備懇談会運営要領(案)」でございます。

第 1 条は、「趣旨」でございます。要綱第 10 条の規定に基づき武庫川河川整備地域懇談会の議事及び運営に必要な事項を定める。

第 2 条は、「議事」です。委員長は、懇談会の会議の議長となります。

第 4 条は、「会議の公開」でございます。少し読ませていただきますと、会議は、その運営に関する議事を除いて公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあって、委員の協議により会議を公開しないとされたときは、この限りでない。(1) 情報公開条例第 6 条各号に該当すると認められる情報を含む事項について報告を受け意見を述べる場合。(2) 会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると認められる場合。それと、二つ目に、会議の公開に関して必要な事項は、別に定める。

第 5 条は、「議事録」について書いております。(1) 開催の日時及び場所、(2) 出席した委員の氏名、(3) 議事の内容、(4) その他会議において必要と認める事項。

第 2 項としまして、議事録は、議長及び議長が指名する委員 1 名が署名して確定しております。第 3 項で、議事録は、会議を公開した場合は公開とし、会議を非公開とした場合は非公開とする。ただし、懇談会が特に必要と認めるときは、この限りではないとしております。

附則としましては、一つ目は「施行期日」、二つ目は「この要領の失効」、平成 24 年 3 月 31 日限り、その効力を失うとしております。

以上でございます。

(事務局) 説明は以上でございますが、特にご意見、ご質問はございますでしょうか。

異議なしの声あり

(事務局) ご承認いただけるということによろしいでしょうか。

(一同) はい。

(事務局) ありがとうございます。それでは、(案)を取りまして、「施行期日」のところに平成23年8月25日を入れさせていただきます。

3) 懇談会公開要領

(事務局) 続きまして、議事の3、資料4の「公開要領」につきましてです。先ほどの運営要領第4条第2項で、必要な事項は別に定めとなっておりますので、それについて事務局から説明いたします。

(事務局) 資料の4、「武庫川河川整備地域懇談会公開要領(案)」でございます。

第1条は、「趣旨」を書いております。この要領は、先ほどの運営要領第4条第2項の規定に基づき、武庫川河川整備地域懇談会の公開に関する必要な事項を定めるものとします。

第2条は、「傍聴人」のこと。

第3条は、「懇談会の開催の周知」ということで、少し読ませていただきますと、懇談会の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として会議開催日の1週間前までに一定の方法により、周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。第2項は、周知の内容は、懇談会の名称、日時、場所、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

第4条は、「傍聴人の定員等」です。傍聴人の定員は、会場の適正人員を超えない範囲でということと定めております。

第5条は、「傍聴人の申出等」ですが、第1項は、会議当日、懇談会の開会予定時刻の30分前から受け付けし、傍聴申出書に所要事項を記入の上申し出しなければならない。第2項は、受付は先着順により行う。第3項は、傍聴を希望する者が定員に満たない場合に

は、懇談会開始後も、定員に達するまで傍聴の上申を認めています。

第6条は、「傍聴席」のことを書いております。

第7条は、「傍聴できない者」として、次の各号に該当する者は、傍聴席に入ることができないということで、次のページまで、少し細かいのですが、書いております。

第8条は、「傍聴人の守るべき事項」を書いております。傍聴人は、静粛を旨として、次の事項を守らなければならないとしております。

第9条は、「係員の指示」ということで、傍聴人は、すべて事務局員の指示に従わなければならないとしております。

第10条は、「傍聴人の退場」について書いております。次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならないということで、規定を設けております。

次のページをめくっていただきまして、第11条ですが、「報道関係者の取扱」を書いております。報道関係者は、公開の会議を傍聴することができると書いております。

第12条「その他」としまして、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定めるとしてあります。

最後、附則でございますが、一つ目は「施行の期日」を書いております。二つ目は、「この要領の失効」について書いております。

以上でございます。

(事務局) ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

(委員) 今日は報道関係者は来ていますか。

(事務局) 今日はNHKさんがお見えになっているようです。

(委員) あらかじめこの場ではなくて、こういう会議を立ち上げたのだという、そういうところには広報していましたか。

(事務局) 1週間前に記者発表しております。

(委員) そうですか。

(事務局) それでは、公開要領についてご承認いただけるということによろしいでしょうか。

(一同) はい。

(事務局) それでは、附則の欄に8月25日を入れさせていただきます。

それでは、早速、委員からもお話がありましたが、公開の在り方についてお諮りいたします。

まず、事務局より、公開要領第3条に基づきます、第1回懇談会の開催の周知状況、それから、公開についての考え方について説明いたします。

(事務局) 第1回懇談会の開催の周知についてご説明させていただきます。先ほどの公開要領第3条第1項におきまして、「公開、非公開にかかわらず、原則として会議開催の1週間前までに一定の方法により周知する」となっておりまして、本日第1回目8月25日ですが、その開催につきまして、お手元に先ほどクリップ留めでお渡ししまして、資料でご郵送もさせていただいたと思うのですが、8月17日にこの懇談会の開催について記者発表をさせていただきましたとともに、阪神南県民局のホームページにも掲載しております。懇談会の公開につきましては、懇談会委員のご了承をいただいた上で公開することをその文面で記載しておりまして、30名の定員で傍聴可能と周知しております。

このことから、私どもでは、本日の懇談会の公開についてですが、運営要領第4条に基づきまして、公開で実施することが適切であると考えております。

以上でございます。

(事務局) 今、事務局の考えとしてご説明いたしましたが、委員の皆さま、この第4条に基づきまして、今回の懇談会を公開で開催させていただくということによろしいでしょうか。

(一同) はい。

(事務局) それでは、本日の懇談会を公開で行うこととさせていただきます。

委員長選出後、休憩を取りますので、その時点でマスコミ関係者、あるいは一般の傍聴の方に入室していただきます。

4) 委員長選出

(事務局) それでは、最後に「委員長の選出」についてでございます。要綱の第4条第2項に基づきまして、委員長の選出をお願いしたいと思います。「委員長は、委員の互選により定める」ということになっておりますので、委員の皆さままでご推薦等ございましたらお願いしたいのですが。

(委員) 事務局に一任します。

(事務局) それでは、学識の大石先生ということでよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

(事務局) ありがとうございます。それでは、大石先生に本懇談会の委員長をお願いするということにいたします。

それでは、ここでいったん5分間休憩を入れさせていただきます。議事5)から傍聴者の方にも入室していただきます。

いったん休憩を取らせていただきます。

(事務局) 控え室もございますし、そのままいていただいても結構です。先ほどお配りしました、傍聴される方々には、先ほどの記者発表資料の後ろに「傍聴の方へ」ということでペーパーをお渡ししてお受けすることにしております。

委員長が決まりましたので、大石先生は委員長席に移っていただくということで、皆さん休憩はよろしいでしょうか。では5分だけ休憩させていただきます。

*** 休憩 ***

(事務局) それでは、懇談会を再開させていただきたいと思います。ただ今のところ傍聴の方4名、それから、報道がNHKさんと毎日新聞さんが来られております。

まず、大石委員長からごあいさついただきたいと思います。よろしくお願いします。

(委員長) 皆さま、こんにちは。あらためましてごあいさつ申し上げます。先ほど委員長の役を仰せ付けられました神戸大学都市安全研究センターの大石と申します。よろしくお願いいたします。

本委員会は、緊急時には地域の安全を確保するという、それから、平素は地域の方にこれまでどおり親しんでいただける川をつくっていくという、そういう課題を背負った会であると理解しております。この課題をこのような形で地域の皆さまとご議論させていただくことは大変有意義なものと考えておりますけれども、一方で個別の具体的なことになってまいりますと、それぞれの思いの強さが強く出てしまう場合もあるかなと懸念しているところです。

本来、川というものは、先生方、皆さまご存じのように、県民共有の財産であるということでもありますので、議論が種々ぶつかりました場合には、もう一度そこに思いを至らせていただいて、川の公共性ということを考えて議論していただければと思っています。とはいえ、このような画期的議論の機会はまだとない機会でもありますので、皆さまからぜひ前向きのご意見をいただきまして、この会をより有意義なものにさせていただければと思っております。このようなことであいさつに代えたいと思います。よろしくお願いいたします(拍手)

(事務局) ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、大石委員長、議事進行の方をよろしくお願い申し上げます。

(委員長) それでは、座ったままで議事を進めさせていただきます。

まずは先ほどの設置要綱にありましたように、委員長代行を指名したいと思います。要綱第4条第4項に基づきまして、委員長の職務を代行する委員を決め、私の権限で指名させていただくということによろしいでしょうか。

それでは、共に学識経験者として加わっております浅見先生に委員長代行をお願いした

いと思うのですが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり

(委員長) それでは、浅見先生、その節にはよろしくお願いいたします。

(委員長) 続きまして、運営要領第5条第2項によりまして、議事録に署名する者を私のほかにもう1名ということになっております。これにつきましても私が指名することになっておりますので、再び浅見先生にその役務をお願いしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり

(委員長) はい。それでは、浅見先生、その件につきましてもよろしくお願いいたします。

5) 懇談会の内容と今後のスケジュール

(委員長) 続きまして、「懇談会の内容と今後のスケジュール」ということで、事務局より説明をお願いします。

(事務局) そうしましたら、お配りしております資料5「武庫川河川整備地域懇談会の内容と今後のスケジュール」をご覧くださいませでしょうか。

1番としまして、懇談会設置の趣意を書いております。これも既にご案内をさせていただいているとおりなのですが、一つ目の としまして、今後20年間の武庫川の具体的な整備目標や整備計画を取りまとめた「武庫川水系河川整備計画」を作成しました。この整備計画では、ひとたび堤防が決壊すると甚大な被害が想定される下流部築堤区間の安全性向上を喫緊の課題と位置付けまして、早期かつ着実に整備効果が発揮できる河道掘削や堤防強化などの対策を選定しております。

ご承知のとおり、尼崎市と西宮市の市境を流れますこの武庫川下流部の高水敷は両市の

都市公園に指定されておりまして、都市部におけます貴重な水と緑のオープンスペースとしまして、ウォーキング、あるいは球技等に利用されて、市民の憩いの場となっております。

しかしながら、今後予定をしております河床掘削、低水路の拡幅、高水敷の掘削等の工事によりまして、河川敷利用の制約、治水上支障となる樹木の伐採、あるいは橋梁の架け替え、潮止堰の撤去などが必要になるなど、施工中はもとより施工後の河川敷の利用の環境はこれまでと大きく変化することとなります。

引き続き武庫川が憩いの場としての役割を果たしていくためには、住民の皆さんのニーズを踏まえた河川空間の創出などに取り組む必要があるというところをごいまして今回、専門知識を有します学識経験者の方のご指導、あるいは地域住民の方々のご意見をお聞きすることが不可欠であると考えまして、この懇談会を設置することにいたしました。

次のページは、工事区間の位置図で航空写真なのですが、先ほど現場をご覧いただきました、横長で見ていただきますと、左側が河口で右側が上流なのですが、河口から少し行きました南武橋というところからその右側、上流に JR 東海道線の間、この間がその上下流に比べまして断面積が小さい区間ということで、特に工事が集中しているところがございます。全体の河口から仁川合流点の間を工事区間と黒で示しているのですが、この間は堤防の強化、あるいは河床掘削、そういうものが関係してくるところで、全体としましては大きい区間をいっていますが、この懇談会で主に議論していただきますのは、真ん中の赤で示しております中央部分の断面積の小さいといわれている区間です。

次に、3 ページ目で今後のスケジュールですが、本日、第 1 回目の 8 月 25 日につきましては、概要の説明。第 2 回目は 10 月ごろを予定しているのですが、下流部の河道整備計画案を事務局からご説明させていただきまして、皆さまにご意見をいただければと思っております。第 3 回目は、11 月ごろに、2 回目でご意見をいただきました内容で修正しました案を事務局からご説明差し上げまして、またご意見等々をいただきまして、その計画を策定していければと考えています。

冒頭ございましたが、今のところこういう計画であります。以上でございます。

(委員長) ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、委員の皆さまからご意見やご質問がございましたら、それをいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。はい、どうぞ。

(委員) これだけでは分からないのですが、毎月1回ぐらいのペースと考えておられますね。最終が4月ではなかったかな。

(事務局) いや、11月。

(委員) 11月なのですか。3月ではないのですか。

(事務局) 設置要綱で、効力は3月31日と書いていますのは、例えば第4回目などがあった場合のことも考えまして、3月末まで延ばさせていただいております。それを第2回、第3回の進捗状況によりまして、また皆さんとご相談させていただきながら決めさせていただければと思います。

(委員) これで見ると3回ということになっていますね。

(事務局) はい、そうです。

(委員) 私が聞いている範囲では、やはり地域住民は大変関心がございまして、いろいろな意見がこれからどんどん出てくるのではなかろうかと思えます。そうすると、最初から3回と限定されると、ちょっと私ども地域代表として出てきたわけですから、大変耐え難いなという感じがしますので、その辺は委員長にもご配慮賜って、必ずしも3回で終わるということではないという話の確認だけさせてもらって、住民の意見をどう聞くかということは大きな課題だと思いますし、川というのは大変地域住民に愛着がある場所ですから、その辺だけご配慮賜りたいと思います。

(委員長) 第3回以降も地域住民の意見によってはあり得るということでご確認いただけますか。事務局としてはよろしいですか。

(事務局) はい。

(委員長) 委員会としてもそれでよろしいでしょうか。委員、どうぞ。

(委員) それでよろしいですか。この懇談会をやっている間、工事は着工しませんね。されると、われわれが時間稼ぎに協力していることになりますから。だから、話し合いをしている間はしない。看板も、あれは広く周知することよりも、県がするぞという印象が強いのです。地域住民はそう受け取っています。一遍決まったことは何でもやってしまうというのが日本の行政ですから、それを危惧しています。だから、この会に権威を持たせようと思えば、その3回だか、5回だか、その懇談会の間は着工しない。もしそれをやると今度は住民がホットになりますから、法的にも提訴します。

それから、いろいろな反対の人が、われわれのように理論的に可否を討議するならともかく、感情的に地域住民は、特に武庫川は尼崎の顔ですから、西宮さんのように山紫水明のいろいろなガーデンを持っているところとは違うのです。尼崎の唯一の自然が武庫川なのです。だから、一層愛着が強いわけですから、その点、冒頭に念を押させていただきますので、よろしく願います。どうもありがとうございました。

(委員長) 事務局から。

(事務局) 今回20年間の計画として入れていますが、先ほど視察でもご覧いただきました河床掘削ですとか、高水敷の切り下げ、あるいは低水路の拡幅、こういうものにつきましては、これから皆さんからご意見をいただきながら設計を進めていくのですが、バスの中でも説明しましたが、堤防強化というものは既に過年度から実施しておりまして、これについては今年度も11月以降計画をしていますので、それにつきましては引き続き工事は。

(委員) それはちゃんと協力しています。

(事務局) はい、そうですね。これは今年の11月以降実施していきますので。

(委員) いいものはいいのです。

(事務局) ありがとうございます。以上、追加です。

(委員長) 委員のご確認は、事務局から回答がされたということで確認させていただきました。

そのほか、はい、よろしくお願いします。

(委員) このパンフレットに、9月に入ると地域でいろいろと説明会がされますね。その説明会で出てきた意見のようなものの概略というか、それは私たちには報告いただけるのでしょうか。

(事務局) 委員長、すみません。

(委員長) はい、事務局、よろしくお願いします。今、見られているパンフレットはどれですか。

(事務局) すみません。別冊で私が別途お配りしました中の一番最後の方に、これは一番最後にご説明しようと思っていたのですが。

(委員) いや、スケジュール案のところの1回、2回、3回とある中で、一方では概ざられているものとかかわりを。

(事務局) 実は先ほど来、河川敷に看板を立て掛けたりしているのですが、そのように広く、今回こういう河川敷の掘削とかそういうものが出てくるということを一般の方々に知っていただくということを目的としまして、9月12日から尼崎市と西宮市の公民館等々でご説明することにしておりまして、その中でいろいろとご意見をいただいたことにつきましては、この懇談会でご報告させていただきまして、計画なりに反映していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(委員長) はい、ありがとうございました。そうしましたら、基本的には事務局案の第3回、いわゆる年内ぐらいをめどにということで、それに対する事業説明もなされているということで、地域の方にはその事業説明で勉強していただいて、意見があれば何うとい

う形に進めたいと思います。ただし、より深い議論が必要だと判断された場合には、第4回目以降も年をまたいで平成24年の1月から3月までの間に行う可能性もあるということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。そのほかのスケジュール案についての意見に対して、ご意見やご質問等がございますでしょうか。よろしいですか。

(委員) すみません。もう一遍確認ですが、一つは、今、尼崎市、西宮市当局がおられますが、その意見は僕はあるだろうと、持っているだろうと思うのです。そのことはどうなのですか。どこかでご披露していただけるのか、この場で。行政の考え方、意見をご披露してもらえるのかどうか、ちょっと確認をしたいのですが。

(事務局) はい、それも同様に取りまとめをさせていただきますので、この懇談会でご披露といたしますか、お話しさせていただけるかと思えます。

(委員長) よろしいですか。そのほかご意見等がございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、今のような質問や確認を踏まえた上で、武庫川河川整備地域懇談会のスケジュールについてはこの事務局案を踏襲したいと思しますので、よろしく願いいたします。

6) 武庫川の川づくり

(委員長) 続きまして、「武庫川の川づくり」ということで、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) 事務局です。次は、このお配りしています資料6、このパンフレットの内容につきまして、20分ほどにまとめましたDVDがございますので、それをご覧いただきまして、その後少し補足説明をさせていただきます。

スクリーンに映しますので、スクリーンの方をご覧いただけますでしょうか。主にこの20年間でやります河川整備計画の内容につきましてコンパクトにまとめているものでございます。よろしく願いします。

15:52 DVD上映 16:11

(事務局) 以上でございます。パンフレットにつきましては、さらに詳しいことが書いておりますので、詳細は割愛しますが、先ほどの遊水地ですとか、青野ダムにつきましては、尼崎、西宮市域を外れまして、神戸市や三田市のお話でございますので、この中ではやはりメインの河床掘削、あるいは低水路の拡幅、そういうことに着目しているいろいろなご意見等をいただければと思います。

資料6についての説明は以上になります。

(委員長) ただ今のDVDと、こちらの武庫川のかわづくりパンフレット、この説明につきまして委員の皆さまからのご意見、ご質問をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(委員) 今、武庫川の河口部分の工事の話でこの懇談会がなっているのですが、もっと大事なことがどうなっているのかということをお聞きしたいのです。津波をどう処理するのですか。今、上流からの水よりも、南海大地震などで圧倒的な水量の津波が来るという、いつ来るか分からない。そのとき河口を広げて津波の道をつくってやるのですか。昨日、今日、東北でもって震度5の地震があって、テレビを見ていたら、「市民の皆さん、海岸や河口部分に行かないでください」と。普通の流量のあるところよりも津波のスピードは川を上ってくるやつの方が速いのです。それをどうするかということは、反対の工事が河川問題だけでやっているかという問題はどうか。

今、一番大事なのは、尼崎市でも低地帯ですから、高層建築にどうやって避難するかという計画を進めているときに、どうぞお通りくださいというような津波に道をあけてやるような河口部分を広げるという工事は、考えようによってはナンセンスです。これは僕の意見が正しいかどうか、天災が相手ですから、上流からの洪水が来るか、海からのあれがあるか、それは神様だけしか知らないから、私の言うこともペケだけれども、行政のやることもペケかも分からない。だから、そういうものを加味した総合的なものを考えないと、本当の意味の河川、特に武庫川の河口地区の住民にとっては安心できません。だから、これだけだとナンセンスです。今、緊急の問題は何かということで、この研究会はそういうことも加味してディスカッションをしてほしいと思います。

以上です。

(委員長) どうもありがとうございます。今のご意見に対してほかの委員からのご意見はございますでしょうか。

(委員) 委員長先生も専門の河川工学で教えてください。

(委員長) ええ。武庫川について、南海地震の想定津波というのはあって、それに対して武庫川をどのように上るかということも、想定津波の図は見たことはあるのですが、武庫川を上るといった図はまだ見たことがないのですが、計算すれば出るはずではあるのですが、それはこの地域懇談会の中で議論するということについてはちょっと行き過ぎかもしれないなど。

(委員) それはおかしいですね。

(委員長) そうですか。

(委員) 何のためにこの工事をするのですか。要するに武庫川だけの問題ではないでしょう。地域住民の命と生活を守るために。今、緊急の問題は、全国的にも地震がいつ来るかも分からない。大きな津波が来る。その問題を考えないでこの懇談会が成り立つとしたら、それはおかしいではないですか。専門の先生がそんなことを言っていたらいけませんよ。考えてくださいよ。

(委員長) では事務局、よろしくをお願いします。

(事務局) 津波につきましては確かに重要なテーマなのですが、例えば国の中央防災会議で詳しい、今、まさに委員がおっしゃいましたように、津波の速さであるとか、圧力であるとか、そういったものを想定中と聞き及んでおります。その結論が出るのが来年度ということ。

(委員) 結論よりも、あの惨禍を見ても結論が出ているではないですか。何を計算するのですか。何でもかんでも計算して、想定で、想定なんてするから想定外ができるのです。これは大事なことから、僕は屁理屈を言っているのと違いますよ。地域の住民はそれを心配してるんです。津波のときはどこに逃げるかということで、行政も一生懸命で、何々町のところのどこそこに逃げる。市議員はどこにいるか分かっているでしょう。そういうときに、上から流れてくる水だけの問題、それでいいのかということで地域の人が僕のところに言ってくる。僕は代弁しているのです。そういうことでどうなのかと。

(事務局) 今、私が申し上げかけましたのは、堤防がもつかどうかというのは、まだもうちょっと時間をかけないと分からないのですが、高さ的には、今、概算で2倍の高さの津波が来る。従来想定していました安政南海地震の2倍の高さの津波が来るといわれています。ただ、高さの数字だけを比べますと辛うじて武庫川の堤防の方が高いです。ですから、武庫川の堤防を越えて市街地にあふれない。

(委員) そんな人間の浅知恵だけで、高いの、低いのではなくて、こういう災害というのは未曾有、かつて無いと云う、天のみが知るのです。それを科学的に計算して、河川工学や何やらを、失礼だけれども、僕は信用しないのだよ、専門の先生たちは。というのは、今までの河川委員会もそうなんだから。ほとんど現実的な物の見方をしてない。河川工学の先生たちが、僕は建設省の中樞の河川工学の先生と友達で、その人たちは僕の論文を見てよしとしているというのは、この間、港湾管理所長さんが言って、それで、僕の論文を載せて、この人の意見は正しいということになっている。だから、こんなことは僕は言うべきではないけれども、あなたが今、その問題をやるのが適当ではないということになると、あなたは御用学者か。

(委員長) いえいえ、私はもちろん御用学者かどうかという点をお答えする立場ではないですが。

(委員) その前に言ったではないか。御用学者みたいなことを。

(委員長) すみません。

(委員) 「その問題も考えなければいけません」とどうして言えないのですか。それはやぶさかではないと。その問題を討議するのは必要ではないというような物の言い方があったら、何のために地域住民を代表して来ているのだ。

(委員長) 私がこの懇談会に出させていただいたのは、先ほどの設置要綱の中で考えていこうということで懇談会に出させていただいたのです。津波のことはもちろん重要で、もちろん議論するということはやぶさかではないと強く主張できるものです。それに対して私の知見等が必要であれば皆さまにお答えするとか、そういうこともぜひさせていただきたいとは思っています。

(委員) 今、考えてくれと言っているのではない。それも討議してくれと。津波と洪水と両方どういう具合に避けるかという問題も当然この懇談会で討議してくれという提案をしているのだ。今、何とか言えと言っているのではない。それが、津波の問題はここではやりませんと言わんばかりの返事が来たから、ちょっと感情的になって悪いけれども、そういうことです。35年も伊達や酔狂で運動をやっているわけではないのだから。

(委員長) はい、分かりました。事務局。

(事務局) 今日はちょっと資料がないのですが、中央防災会議でいろいろと議論されていることとか、これまで私ども県の方で想定していた津波の話ですとか、その辺ちょっと資料をまた取りそろえまして、次の懇談会でご説明をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(委員長) はい。

(委員) ちょっとよろしいですか。大変大きな課題なのですよ。僕は尼崎にもずっと言っているのです。なかなか答えがなくて、この間、県の会議で言ったら、知事が回答を出すということで、2倍という回答をいただいたのですが、それは一つの目標として立てられたのです。現実はおっしゃるように、そうなってくると尼崎だけではなくて西宮もそう

だと。海側の防潮堤の問題も論議しなくてはならなくなってくるのです。それはもっと大きな課題だから、ちょっと委員長として何か整理をしなければいけないのではないかと思います。

委員長が何か提案してもらって、私たちがそのことを理解できるのかどうか。それはやはり何かしないと、住民としては、今、彼が言ったように、これは非常に大きな関心ごとなのです。実際ひょっとしたら武庫川があるためにもっと大きな被害を受ける可能性が上流で起こるかも分からない。このこともよく分からない話なのですが、ちょっと一遍委員長として何か一つの素案を出してもらって、整理をどこまでするのか、どこまで扱うのかを含めて整理しないと、やったら膨大になってしまうから、1年やっても答えは出ないかもしれない。

(委員) いや、武庫川だけでやってくれと言っているのです。

(委員) いやいや、国が言ってくる指針も考えないと、勝手に金をどんどん掛けていいわけではないから、その課題もあるので、次回までに一遍委員長と行政と整理していただいて提案してもらったらどうですか。どういう形にしたいということ、どういう論議をしたいということ。

(委員長) ありがとうございます。すみません、私の言葉が足りずにいろいろとご迷惑をお掛けしたことを深くおわびいたします。

(委員) 失礼なことを申し上げまして、大変申し訳ないです。

(委員長) もちろん皆さまの関心事は、洪水だけではなくて、津波、そのほかにもあると思いますし、一方では、この懇談会の本来の目的というものもあって、時間の制約というものもありますので、皆さまのそういった懸念を私と事務局で諮らせていただいた上で、資料をご用意し、それに対してこの会議の中だけで十分な説明ができない場合には、別途ご説明させていただくとか、何か考えるという形で私の方で整理させていただければと思います。どうも失礼いたしました。

(委員) こちらこそ。

(委員長) そのほか何かございますでしょうか。

(委員) 今、津波の話が出ましたが、もちろん私も津波等の関連は気にはなるところなのですが、例えば現状の川の構造と、今ちょっと掘り下げようかとか、水が流れるところの川幅を広げようかという案が出てきそうですが、その案にいったときとで、津波の上がり方は変わるのかどうかというあたりを教えていただけたらと思います。いずれのときに。

(委員長) いずれのときでよろしいですか。

(委員) はい。

(委員長) 簡単には今ご説明させていただくことはできると思うのですが。

(委員) 今日でなくても。

(委員長) 今日でなくて結構ですか。ではそれについては資料をそろえてご説明させていただきます。

そのほかございますでしょうか。

(委員) よろしいですか。

(委員長) はい。

(委員) 私どもの地域も、やはりいわゆる津波と、今の護岸、河川敷の改修とどううまく併せてどちらもいけるような築堤というのですか、そんなことを考えているのだろうか。上から流れてくる水だけで、津波はまた別だとなっているのではないのかなという話がありまして、ぜひともそこも含めた堤防の造り方、相当大きな力を津波は持っておりますので、そのところを併せたようなこともひとつこれからこの下流域については考えて

いかなければならないのかなという考えは持っております。

以上です。

(委員長) どうもありがとうございます。そのほかにご意見はございますでしょうか。

それでは、川づくりにつきましては、皆さまからご意見をいただきましたので、整理して次回説明すべきところはさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

7) 武庫川下流部の概要

(委員長) 続きまして、議事の7、「武庫川下流部の概要」ということで、事務局より説明をお願いします。

(事務局) そうしましたら、資料7という1枚ものに続いて、7-1は、「整備事業について」と「下流部の自然環境」、7-2は「河川整備事業の説明資料」ということで、これまで私ども5月以降、地元の社会福祉協議会さんですとか、あるいは青愛協さん、あるいは自治会さん等々の役員会等々で説明してきました資料でございます。7-3につきましては、これは22年1月、2月ぐらいに行いました武庫川の流域委員会で既に下流部の自然環境についてご議論された資料がございますので、その一部を持ってきております。資料7-4は、空間利用ということで、これはバスの中でも前半の視察のときにもお配りしました現在の河川敷の利用状況、試料7-5は、これも同じく平面図を入れております。この場では、7-1の資料を少し抜粋して説明させていただきます。

(以下スライド併用)

[1ページ下半分]

7-1を見ていただけますでしょうか。表紙の下半分ですが、これは何回も言って申し訳ないのですが、赤で囲まれたところにつきまして、前のパワーポイントでも出していますが、下流は臨港線、南武橋から上流はJR東海道線の間が流下能力が低いということでございます。これまで昭和58年に非常に大きな雨がございまして、阪神電鉄橋梁の桁下すれすれまで出水があったということを教訓に、昭和62年から目標流量、真ん中の青の

点々とあります 2600m³/s を目標にこれまで整備してきたのですが、平成 16 年の台風 23 号のときには、それを上回ります 2900m³/s の洪水がございました。幸い堤防から水があふれることはなかったのですが、要はこれまで計画していた以上の雨が降る、そういう時代になっているということで、この赤で示したところについては流下能力が低いので、その区間を早急に改修して、断面を広げる、治水の安全度を高めるということが必要ということをおたっております。

〔2 ページ上半分、下半分〕

2 ページの上半分ですが、先ほど現場でもお話ししました目標の流量なのですが、真ん中少し上ぐらいに、これはちょっとややこしいので、次のページ（#4）に階段があるのですが、今現在は階段一番下の 2720m³/s ですが、それを今回 20 年間で 3510m³/s に上げていこうと。ただ、将来につきましては、一番階段の上の 4690m³/s、これは「基本方針」と言っていた、平面図で点々と書いていたところですが、ここまで持って上がるには、下の方に書いてあるのですが、武庫川のダムですとか、あるいは千刈ダムの利用というものもあるということです。

〔3 ページ上半分〕

次のページ以降は、先ほどのビデオの中であった説明でございまして、これも DVD にありましたし、現場でもご覧いただきましたが、西宮市側なのですが、これだけ川幅を広げる、あるいは高水敷を切り下げるところです。

〔3 ページ下半分〕

これが尼崎市側ですが、同じく高水敷を切り下げるところです。

〔4 ページ上半分〕

ドレーンの話は割愛します。

〔4 ページ下半分〕

これも流域対策でございまして、これも割愛させていただきます。

〔5 ページ上半分〕

減災対策、これも先ほど DVD でご説明したところです。

〔5 ページ下半分〕

環境 2 原則は後ほど説明します。

〔6 ページ上半分〕

これも後ほど説明します。

〔6 ページ下半分〕

これも後ほど説明します。

〔7 ページ上半分〕

全体のスケジュールなのですが、申しましたこの整備計画につきましては、今年度 23 年度から 20 年間、平成 42 年度までかけて、先ほどビデオにありました内容を、この西宮土木事務所だけではなくて、上流の宝塚土木事務所、あるいは神戸土木事務所等々流域の事務所が一丸となってやっていくというところで、特に私ども尼崎市、西宮市に関係しますのは、 の下流部築堤区間（河口～JR 東海道線）までの間の低水路の拡幅、高水敷の掘削、河床掘削です。上の二つの低水路の拡幅と高水敷の掘削は、前半の 10 年間で集中してやっていこう。河床掘削につきましては、橋とか、床止などがございますので、全体の 20 年間かけて下流から順にやっていこう。それと 堤防の強化につきましても、前半の 10 年間でやっていこうということです。

〔7 ページ下半分〕

次のシートですが、これが今年度の予定で、これも少し説明があったのですが、(1) 地元説明としまして、これまで 西宮市・尼崎市の社会福祉協議会等の各種団体様への事業説明を 5～6 月にかけて、 は、支所単位でそれぞれ説明をしてきました。 、先ほど委員のお話がありました地元説明というものを 9 月に 7 回ほど行う予定です。 出前講座ということで、先般、委員のところからお話がございます、行かせていただきましたが、ご希望のある自治体等へ出前講座で説明をしていっているということです。

それと(3)工事についてなのですが、堤防強化につきましては、今年度も引き続き11月からやっていこうとしております。

〔8ページ上半分〕

次に、自然環境についてなのですが、これは先ほど申しました、資料が今日の日付になっていますが、中身につきましては、平成22年1月の武庫川の流域委員会の中でもう既に議論されたことで、環境についても既に議論をされていまして、この内容について今回設計に反映していくということです。

〔12ページ上半分〕

現場でも少しお話ししたのですが、これは下流部潮止堰から3号床止の間の縦断図といひまして、右側が上流で、左側が下流で、それを縦方向に切っている絵です。お話ししました潮止堰を撤去、1号床止を撤去、2号についてはこの案では撤去の案ですが、3号床止は改築です。こうしますと、今までは海水が潮止堰までしか来なかったものが3号床止の下流のところまで満潮のときには潮が上がるということで、魚の目からすれば移動の連続性が確保できるということで、撤去をしたら何か環境に非常に悪くなると思われがちなのですが、いやいや、環境の保全・再生ということにも結果的に配慮しているということです。こういう汽水域(海水と真水と交わる場所)が、その間が非常に大きくなるということで環境が良くなると考えております。

〔12ページ下半分〕

この資料はさらに河口なのですが、干潟の創出ということもこれからは考えていこうということです。

以上でございます。

(委員長) ありがとうございます。まずはただ今の説明につきまして、皆さまのからのご意見、ご質問等をいただきたいと思ひます。

(委員) 先ほど現場ですつと説明してもらったのですが、あるところのポイントを説明してもらっただけで全体を見ていないのです。もう資料は出来上がっていると思うのです

が、これは大きすぎて分からないのです。正直言って、自分の関心のあるところを見ようとしたら。もうちょっと分かるような大きな図面というか、切ってもらって作ってもらった方がありがたいなと思うのですが……。例えば一つの例としては、私の住んでいる所ではないけれども、盆踊りをやっている武庫川などでも一緒だから、どれぐらい削られるのかというのが正直分からないし、全体のものを小さく切って、大きな図面は作ってもらったら大変なので、提出していただいたらありがたいなと思っています。

(委員長) 事務局、お願いします。

(事務局) はい、分かりました。次回までにご用意させていただきたいと思います。

(委員長) そのほかご質問等ございますでしょうか。

今のご説明で随分「後で」という話があったのですが、そのあたりはどうですか。後でというのは今日ではなくてということですか。

(事務局)

すみません。ちょっと走りすぎたかもしれないのですが、後でと言いましたのは、環境の話でございます。

〔9 ページ上半分〕

少し戻りますと、右下に 9 と書いてありますが、武庫川では、環境に配慮しました「2 原則」ということございまして、一つは、流域内で種の絶滅を招かない。原則 2 としましては、流域内に残る優れた「生物の生活空間」の総量を維持する。そういう二つの原則を立てまして、これは河川でこのような原則を設けるのは全国でも初めてだといわれておりますが、武庫川で工事をするときにはこの原則に基づいてやるということにしております。

〔9 ページ下半分〕

原則 1 につきましては、左上で着目すべき生物の種を抽出し、分布域を把握。原則 2 のフローとしましては、優れた「生物の生活空間」の総量を評価する。それとプラスアルフ

アなのですが、配慮を検討すべき「生物の生活空間」ということでプラスアルファを決めております。

〔10 ページ上半分〕

それを武庫川の下流域について入れてみますと、この下流域の区間の現状につきまして、低水路については護岸が設置されている、あるいは潮止堰下流の汽水域では、浅瀬や水際の植生はほとんどありません。汽水域の生物相は他の水系と比べて著しく貧弱です。それと、かつて存在していた干潟は消滅してしまっているというのが現状です。

〔10 ページ下半分〕

この河口部につきましては、河川敷の掘り下げ、川底の掘り下げ、低水路の拡幅、こういことが計画されています。

〔11 ページ上半分〕

この下流域にいる生物を見ますと、原則1は、魚類、底生動物、爬虫類、鳥類、こういうものが該当してきます。原則2につきましては、重要な種の生息の核となる場所がございます。それとプラスアルファの配慮を検討すべき「生物の生活空間」ということで、川と海の連続性を確保すべき場所、川の連続性を確保すべき場所、コンクリート護岸の割合が多い場所、外来植物あるいは外来魚類が侵入している場所、そういう場所がありますというこのことに対して、資料7-3の後ろの2枚のカラーの青刷りをお開きください。

この資料は先ほど申しました22年1月に既に武庫川の流域委員会でご議論いただきまして使ってきた資料ですが、下流部につきましては、一番右側に目標、汽水域の拡大と干潟の創出ということで、対策1としましては、魚類等の移動の連続性の確保、対策2、干潟の創出、その他の対策、このような対策を立てていこうということで、ちょっと漫画チックなのですが、その絵が次の2枚目の青刷りのものでございます。

魚類等の移動の連続性の確保という観点からすれば、潮止堰の撤去、あるいは床止の撤去等々によって、そういうものが確保できるようになりますねと。あるいは対策2としまして、河口の護岸から石のようなものを張り出す、水制工というような呼び方もするのですが、そういうことをすることによって、その間に砂がたまって、干潟が創出できるのではないかと、こういうことをすることによって環境に配慮していこうということを考えて

いるということです。この辺を計画に生かしていこうと考えております。

以上でございます。

(委員長) どうもありがとうございます。

(委員) 説明がいつの資料を使っているのか。阪神から以下は港湾管理事務所が所管していますね。あの阪神から下は汽水域だから、巨大なクスノキ以外、43号線から河口にかけては絶対に木が育たないとされていた。それが今はないと言うけれども、今もジャングルのように、対岸の西宮よりもたくさん茂っている。桜と松と、「少し剪定せいや」と僕は市の公園課の方に言っているんだけどね

だから、なぜ汽水域に木が育つかというのは、うちの会員が、以前の河川法のときには木を植えてはいかんというときに夜に紛れて「盗植」という言葉を使ったのだけれども、桜の木を植えたら今直径30cmぐらいになっている。そのときに私たちがやっている武庫川研究会でもって、県の人も来てもらって討議したのです。それで、うちの会員二人が、今一人傍聴に来ているはずですが、かりそめにも内緒で植えた木が亭々と大きな木になっている。だから、絶対大丈夫だから植えてごらんと。そうしたら、案の定、今、繁茂している。汽水域に木が育つというのはなぜか。根が堤防の下だから、下に植えたから根が堤防に全部行くのです。そこには汽水域ではない、潮水でない水域も通っていますから。そういうことで武庫川の河口の部分にたくさん木が、桜、松、桜、松と植わっている。そういう市民の知恵が行政をリードしたのです。おこがましい言い方をするけれどもね。行政も喜ぶ、われわれも喜んだ。

先ほどちょっと僕もエキサイトして悪かったけれども、津波の問題もこれから討議する。だから、委員長さんよりも、学者としての「それはこうなのだよ」「ああなのだよ」ということをみんなで討議するときの貴重なアドバイザーとなって学者の先生はやってほしいという思いがあるから。そういうことで、あなたの木がないというのは、行ってみたら分かるのだから。

(委員長) どうもありがとうございました。そのほか事務局からの説明に対してご意見。はい。

(委員) 具体的に砂場を造るとか言われるけれども、この論議ができるのかなど。これをしようと思うとものすごくまた時間がかかりそうです。だから、委員はこれは専門なのか、僕はよく知らないけれども、正直言って、そのことに対して私らがどれくらい知っているかというところとすごく疑問なのです。尼崎でいろいろなところもやっているということは知っているけれども、やっているだけで、現実論はどれがいいということがはっきり出ているかどうか、これさえ僕らは分からないのです。この論議をしようと思ったら相当時間がかかる。僕らはまず勉強しなくてはいけないという感じがします。それは勝手に本を読んだだけでは勉強できないのではないかと。そういうことに卓越した人の話を聞いた中で判断していかななくてはいけないのではないかと思います。その辺はどんなものですか。先生。今、言われた環境問題を論議していくときというのは。

(委員長) 環境問題の論議については、私からでいいですか。まず皆さまの使いたいと思うやり方というのがあって、それに対して、委員がご専門でいらっしゃいますから、そういうことをするとこういういい面もある、こういう悪いこともあるみたいなことを言うだけで、あるいは事務局の方がそういう資料を用意するという、そういう形で1対1対応というのですか。例えば階段工を設置するとどうなるかとか、そういう行き方ですべてもらって、全体としてもっと大きな枠の中で種の保存を考えるにはどれが最適かとか、そこまで踏み込めないのではないのかなというのが私の考えです。

(委員) ただ、最初に言った3回の論議なんか飛んでまわへんかと正直思うんですよ。この提案を受けたこと自体で、それがほんまにいけるんか、3回、4回で・・・。

(委員長) 3回、4回の中というか、ここで議論すべきなのは、全体として種をどう守るかとか、そういう大きな話をすれば3回、4回では到底行かないと思うのですが、皆さまのご意見をいただいた中で、それが環境に与える影響、悪い影響、いい影響というものを事務局が調べたり、浅見先生のご意見を伺ったりということは可能であると。そういう形で進めていきたいと思うのです。

(委員) 僕には3回、4回では到底付いていけないなという感じがしますので、そのことだけ申し上げておきます。自分も十分勉強しようと思ったら1年ぐらいかかるのではな

いかという気が正直します。

もう1点だけ、これはしょうもない話で、これは失礼なのですが、県の仕事というよりは尼崎の仕事なのかもしれないけれども、西宮もそうだと思うのですが、ホームレスがよけ住んでいるよね。正直言って、今でもね。いつときから比べたらすごく減っているけれども。川をこんなふうにしてしまったら住民との接点がものすごく近づくよね。言っている意味は分かる？ 僕らは毎日朝歩いているけど、あの狭い所などだったら、ごっつい近づいてしまうやろ。これはいろいろなトラブルが起こる原因になると思うのです。そういう面では、そのことに対しての措置もしておかないと大変な問題にならへんかと。どうするかというのは論議をせんとあかんのではないか。どかしてしまうのか、そういう人たちがまた住める場所をつくってあげるのか、そんなことの論議もちょっと入れないと、このままでは勝手に答申してOK 出したら、後で相当問題が起こるような感じが僕はしますので、そのことは意見があるのだったらちょっとお答えを賜っておきたいと思います。

(委員長) 防犯上というか、そういう形ですか。

(委員) 狭いから一緒になってしまいますよ。横を歩くから。それはトラブルの原因になると思います。朝3~4時ごろから皆さん歩いていますから。

(委員) 今の問題は僕も同意見です。これは言うべからざることだと思って黙っていましたけれど、大きな反対運動の中核になります。彼らが住んでいる所を、非合法で住んでいても、そこをまず工事するときにはみんな追っ払わなくてはいかんのではないかという行政側の態度だと彼らは取るわけです。それと、運動場や何かがなくなる、マラソンのあれがなくなるという、そういう武庫川を広く使っている人たちの反対、それから、非合法であっても家のない人たちが、これは必死のぱっちですからね。そういう人たちが実力行動に出ます。はっきり申し上げて。

われわれは、昔43号線で7年間止めた地区なのです。これはPTAから何から地域が全部立ち上がってやったという地域です。だから、行政の人はしょっちゅう替わるから知らないけれども、その土地の人間のありようというもの、今、彼が言ったようにそれを十分に考えないといけない。

僕らはもしこの工事が、僕ははっきりしているのだけれども、無用のことだと思ってい

るし、こういう会議中に工事でもしたら仮処分申請の法的なことをやろうと、それから、そういう反対する人たちと一緒に反対運動の実力行動を起こそうという気持ちを持っているんですけども。僕は寿命がありませんからね。それには付き合われませんがね。またがんがどこかに出てきたらこれでお陀仏ですから。86歳ですからね。何べんも云うように。だから、今、いい提言をされたと思う。穏やかに言っているけれども、僕はもっとラジカルに言うから。そういうことです。

(委員) ホームレスだけではなくて、武庫川を異様に使っている人がいるような。言っている意味が分かる？ 具体的に言わないけれども。そのことも整理しないと、先ほど同じことが起こってくると思う。今まで既得権みたいなことで許しているけれども、市が悪いのか、県が悪いのかよく知らんけれども、ようけあると思うんですね。そのこともあそこまで狭くするのだったら整理しないと、ちょっと住民とトラブルというのか、そこを使う人のトラブルがごっつい起こってくるという感じがします。それは問題としてまた一遍考えていかなくはいけないのではないかとということを申し上げておきます。

(委員) 盆踊りでやっているテキ屋の人たちだってその勢力ですよ。この連中は無軌道ですから、今、委員の言ったように、そういうものを事前にもっと早くして。これは事前にもわれわれが建設的に建言しているのですよ。脅かしているのではないですよ。

(委員長) 貴重なご意見ありがとうございます。事務局、それでよろしいですか。

(事務局) はい、結構です。

(委員長) そうしましたら、時間の方もありますので、最後に。どうぞ。

(委員) 先ほど委員がおっしゃった地図の拡大のお話で一つ提案なのですが、多分7-5の地図をもっと拡大して見やすくしてくださいというお話で、次回提出ということでしたが、お話の趣旨は3回で収まるのだろうかということと、地元の方々の意見をいろいろと聞きたいとおっしゃっておられますので、例えばこれを拡大するだけだったらそんなに時間はかからないと思いますので、拡大版を拡大でき次第、例えば複数部という形で郵送し

た方がいいのではないかと思います。

(委員長) 事務局、対応を。

(事務局) はい、承知しました。

(委員長) よろしくお願いたします。

私の不手際で時間が長引いて申し訳ありません。また皆さまにはこれまでも貴重なご意見等いただきましたが、本日は現場視察、それから、資料説明を受けまして、今、委員からご提言もありましたが、これから事務局が作成する河川敷利用や河道整備計画へのご意見ということで、委員の皆さまそれぞれのお立場から、3分程度と切らせていただきたいと思うのですが、ご意見を賜りたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(委員) 私は地元の武庫川の流域に住んでいるわけではありませんので、特にああしたい、こうしたいとか、あるいは地元の方の意見をまとめてくるという大役を仰せ付かっているわけではないと思います。ここでは皆さんの意見を聞き、いろいろな背景だとかを勉強させていただいた上で、私の方からもし何かアドバイスできることがあればアドバイスという形で加わって参加させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

(委員長) どうもありがとうございました。

(委員) 僕はしゃべり過ぎていますから、もう言うことはみんな言わせてもらいました。

(事務局) はい、どうもありがとうございました。

(委員) 武庫川が非常に地域にとって重要であり、従って、関心の強い場所だということをつくづく感じます。それだけかなり大きく市民が使える部分が減りますので、あるいは減ろうとしているので、やはり慎重に考えていかなければならないのかなということを感じました。

(委員長) はい、どうもありがとうございました。

(委員) 私の方はスポーツ関係で武庫川を使うという立場で参加させてもらっておりませんが、スポーツ関係では、尼崎の側は今のところの計画ではそれほど影響はないかなと。東西といいますか、幅の関係ではだいぶ狭くなって影響は出るのですが、南北になりますか、縦の関係ではあまり今のところ尼崎側ではさほど大きな影響はないのかなと思います。あの部分のスポーツ関係に限ってですが。ですから、私の立場としましては、スポーツで使うということと安全性のところをどこまで天秤に掛けたらいいのかなということがまだ十分今日の話で分からないという感じでしたので、もうちょっといろいろな話を聞かせていただきたいなと感じました。

以上です。

(委員長) はい、どうもありがとうございました。

(委員) 大変な議論が出てきて、私の能力をはるかに超えておりまして、この設置要綱の中で武庫川の河川敷の自然環境と河川敷の利用の在り方について話し合うのだということと来たのですが、とんでもない話がどんどん出てきて、これはどうしたものかなと悩んでおります。勉強するだけ力もないし、私に「行け」と言った市の方に一遍相談に行こうかなと思っているのですけれども。ただ、治水ということは非常に大事なことであり、西宮にとって治水というのは非常に関心の高い出来事ですので、専門的なことも要るだろうと思うので、私でよければ、聞くだけしかできないなということですが。

先ほど委員の方が言われた、河川敷利用の中でトラブルの問題がスポーツをする側で一番大きな問題です。いわゆる場所取りの問題もあるし、走る人は下から上へ走るだけ、そこでやっている人はじゃまになってくるというような問題が出てくると思うので、そんなことも話し合いの中に入れるような会なのかという気もしないでもないですが、いろいろと勉強していきたいと思っております。

以上です。よろしく。

(委員長) はい、どうもありがとうございます。ぜひそういったことも議論の上に載せていただきたいと思います。大きな津波とか生態の話から、皆さまの利用、それに関する

トラブル、すべて一度この中で議題の俎上に載せさせてもらうということが大事だなと思っております。よろしくお願いいたします。

(委員) 好きなことばかり言って申し訳ないのですが、1点だけ言い忘れている、言いたいなど、機会があったら言おうと思っていたのは、僕はずっと武庫川に住んでいて、六十何年になるのですが、私の認識では、昔から比べると親水性がどんどん減っていつているのです。それは一つは、学校が、小学校も中学校もそうだと思うのですが、武庫川に遊びにいつてはいけないとか、危ないとか言う。今日びっくりしたのですが、武庫川で子供が泳いでいましたね。僕はここ数年で見たことがなかったので、素晴らしい子供もいるのだなと正直感じたのですが、そういう親水性がない川というのは、いずれ無意味になってしまうのです。そういう面で親水性をこの際つくりたくないという意味がないと思うのです。そのことも必ずこの論議の中に入れていただいて、子供から大人まで、水のところに親水性に対して関心を持つ、また、入れるというような形の整備も考えなければいけないのではないかと考えています。

以上です。

(委員長) はい、どうもありがとうございます。

(委員) 私どもの地域、今日、現地を見まして、たくさんの人たちがあの公園で運動なりをやっているのです。その中で今日初めてああこうなるのかと見ましたので、私からちょっと皆さんにお話しして、これでいいのかという話を聞かなければならない。そういう話、ここはもう何もできないよという話の中では、一方で、そんなもの遊ぶことより命が大事ではないかという声もありまして、明日から少し自分のところで何か印でも付けて、こっちからこっちはこうだということを皆さんと一緒に、地域のスポーツをやる皆さんとともに、現地で話をしなくてはいけないかなと。

地域の皆さんはあれだけなくなるとは思っていないのです。大したことはないから構わないのだという中でも、あれだけ遊びというか、スポーツをする面積が減ることになってくると、大きな反対の声が挙がってこようかと思しますので、少し現実はこの計画であるのですよということを地域の中でもっとお話ししていきたいと思っております。

以上です。

(委員長) ありがとうございます。今の委員の皆さまからの意見に対して、事務局から何かございますでしょうか。

(事務局) 1回目から貴重なご意見をいろいろとありがとうございます。冒頭に申しましたように、皆さま方からいただきましたご意見を参考にこれから計画作りを進めていきたいと思っておりますので、私どももよりいいものにしたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

(委員長) それでは、以上で本日の議事を終了させていただきたいと思うのですが、ここで先ほどの公開の話等々もありまして、傍聴の方からの発言を認めたいと思います。ただし、時間もありますので、全員が発言できるかどうかというのは分からないのですが、傍聴の方で発言を希望される方はおられますでしょうか。お一人ですか。よろしいですか。それでは、お一人だけ発言ということなので。

(傍聴者) 潮止堰のすぐ近くに住んでおります。毎日武庫川を見ております。潮止堰の今の役割、できたとき何でこんなものを造ったのかなという感じがしたのですが、大阪湾が非常に汚れておりますので、赤潮も出ます。それが全部ダムの下で止まっております。汚れもあまり上流に行きません。それから、かつてよく干上がりまして、コイがあっぴあっぷして、1m近いのがおりますので、その救出劇があったりしたのですが、それが絶えてなくなりました。だから、なかなか良かったなという感じをあの堰に対しては持っております。汚れが上流に行かない。ここは東北の三陸沖のようなきれいな海ではないのです。甲子園、それから今津あたりは青潮も出ます。アサリもいっぱい死にます。そういう海、湾を抱えておりますので、なかなか堰の役目は大きいなと私は今思っております。それを簡単に壊していいものかどうかちょっと疑問を感じておりますので、その辺も住んでいらっしゃる方に武庫川の下流の現状をもっと見ていただきたいと思っております。

以上です。

(委員長) どうもありがとうございました。そのほかの意見はなかったと思います。それでよろしいですか。

それでは、今の傍聴人の発言も踏まえまして、今後の議論とさせていただきたいと思えます。

ではこれで議事を終了させていただきたいと思えます。進行を事務局に返します。よろしくお願ひいたします。

5.その他

(事務局) どうも委員長ありがとうございました。そのほかについて事務局から説明してまいります。

(事務局) 今後のスケジュールでお話ししました第2回目の懇談会につきましては、10月を予定しております。また日程につきまして事務局からご調整させていただきます。それと、本日の議事録あるいは議事骨子につきましては、最初にございました大石委員長と浅見委員の方で、作りまして後ご確認をいただきたいと思えます。本日の資料ならびに議事録につきましては、整い次第ホームページに公開させていただきたいと思えますので、またよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

(事務局) 1点おわびを申し上げたいのですが、今日お配りさせていただいております資料7-2が、表紙だけ7-2になっておりまして、中身が7-1になっております。これにつきましておわび申し上げます。平面図をお送りする際に本当の7-2を同封させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思えます。誠に申し訳ございません。

(事務局) 今日、実は事務局の段取りといたしましては、時間がこんな調子ですからあれですが、比較的具体的な提案を委員の皆さまからいただいて、それを次の委員会までに図面に仕上げ見ていただくかと思っていたのですが、なかなかその時間が取れませんでしたので、いったん事務局として課題だなと考えているところを整理いたしまして、次回委員会までの間に委員の皆さまに郵送させていただいて、ご意見をお聞きするというステップを取りたいと思えます。

6.閉会

（事務局） それでは、これで第1回の懇談会を終了いたします。委員の皆さま、長い時間ありがとうございました。